

脱炭素社会づくり促進事業実施要領

平成27（2015）年4月1日付け地温第2号

環境森林部長通知

令和3（2021）年4月28日一部改正

脱炭素社会づくり促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領で定めるところによるものとする。

第1 事業目的

本事業は、栃木県気候変動対策推進計画に定める温室効果ガス排出削減目標達成のため、排出量の多い産業部門及び業務部門における地球温暖化対策の強化が必要であることに鑑み、温室効果ガス排出削減に資する設備への更新等に対し補助金を交付し、県内の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガス
- 二 中小企業者等 次に掲げる者とする。
 - （一） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表に規定する会社及び個人
 - （二） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - （三） 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - （四） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
- 三 エネルギー多消費型設備 ボイラー、工業炉、空調設備及び自家発電設備
- 四 コージェネレーション設備 原動機等により発電を行い、その排熱を熱源として利用することにより、電気と熱を併給できるシステムを有する設備
- 五 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場

第3 事業内容

本事業による補助の交付対象とする事業は、県内に事業所を有する中小企業者等が、当該事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- 一 既設のエネルギー多消費型設備又は照明設備を更新することにより、当該設備から排出される温室効果ガスが従前のものと比べて年間10トン以上削減されることが見込める事業
 - 二 発電出力が10キロワット未満のコージェネレーション設備を設置する事業
- ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (一) 国、市町その他の団体が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助するもの
- (二) ESCO事業
- (三) リース事業
- (四) 医療法人又は社会福祉法人のうち、年間のエネルギー使用量が、原油換算値1,500キロリットル以上の事業所において実施する事業

第4 温室効果ガス排出削減量の環境価値化

県は、国が実施しているJ-クレジット制度を活用し、補助金交付対象事業の実施により生じる温室効果ガス排出削減量をクレジットとして認証を受け、その活用を行うものとする。

第5 その他

本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成27（2015）年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月28日から施行する。

この要領は、令和5（2023）年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※学校法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。